重症心身障がい児者のためのガイドブック

（中河内二次医療圏域）

平成２９年３月作成

大阪府では、第４次障がい者計画において重症心身障がい児者（※）と介護者が安心して地域生活を送るために必要な支援の充実を最重点施策に位置付け、重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、医療・福祉・保健・教育等の関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの実践と福祉サービス等の充実強化に取り組んでいます。

重症心身障がい児者の支援には、医療・保健・福祉・教育などの多くの分野が関わっており、その相談窓口等について、ご紹介するため、大阪府内二次医療圏域ごとに、このガイドブックを作成することとしました。

少しでも、安心して地域生活を送るうえでの一助になれば幸いです。

※重症心身障がい児者：身体障がい者手帳（１級・２級）及び療育手帳（A）を交付された障がい児者

（市町へのお問い合わせは、お住まいの市町へお問い合わせください。また、このガイドブックは、作成日現在のものであるため、制度改正、機構改革などにより、内容や金額が一部変更になることがあります。）

**１．相談窓口について**

　**福　祉**

**（１）福祉事務所（各市障がい福祉担当課）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課名 | 　　　　　説　　明 | 電話番号 |
| 八尾市 | 地域福祉部　障がい福祉課 | 手帳や手当等の申請を行いたいとき、義肢や車いすなどの補装具が必要なとき、福祉サービスや施設を利用したいとき、また日常生活や社会活動で困っている等、障がい者の様々な相談に応じています。 | 072-924-3838 |
| 柏原市 | 健康福祉部　障害福祉課 | 072-972-1508 |
| 東大阪市 | 東福祉事務所　障害福祉係 | 072-988-6628 |
| 中福祉事務所　障害福祉係 | 072-960-9285 |
| 西福祉事務所　福祉課障害福祉係 | 06-6784-7980 |

**（２）各市子育て支援担当課**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　担当課名 | 説　　明 | 電話番号 |
| 八尾市 | こども未来部 子育て支援課 | 子育てに関する相談や保育サービスを利用したいとき、子どもに関する手当の申請など、地域での子育て支援を行っています。 | 072-924-3954 |
| 柏原市 | こども未来部 こども政策課 | 072-943-4811 |
| 東大阪市 | 子どもすこやか部子ども子育て室子育て支援課 | 06-4309-3302 |

**（３）大阪府の機関**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　担当課名等 | 　　　　　　　　説　　明 | 電話番号 |
| 大阪府障がい者自立相談支援センター | 地域支援課 | 障がい者の地域生活への移行を推進するため、相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進します。また、身体障がい者手帳及び療育手帳の交付事務を行います。 | 06-6692-5261 |
| 身体障がい者支援課 | 身体障がい者更生相談所業務を行うとともに、府内14ヶ所の会場で巡回相談を行っています。また、高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業を実施します。 | 06-6692-5262 |
| 知的障がい者支援課 | 知的障がい者更生相談所の業務を行うとともに、発達障がいを伴う知的障がいのある方への支援等を実施します。 | 06-6692-5263 |
| **大阪府東大阪子ども家庭センター**（八尾市、柏原市、東大阪市） | 児童のあらゆる問題について専門職員が相談に応じ、支援を行っています。また障がい児についての専門的、総合的な相談や18歳未満の療育手帳等にかかる判定、施設入所の手続きなどを行います。 | 06-6721-1966 |

**医療 ・ 保健**

**（１）保健所**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　担当課名等 | 説　　明 | 電話番号 |
| 東大阪市保健所 | 母子保健・感染症課 | 児童福祉法に基づき、保健師や専門職（医師や理学療法士等）による身体障がい児及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児の療育に関わる相談・支援を実施します。また、地域保健対策の推進として医療、介護及び福祉等の連携強化、地域における健康危機管理体制の確保、学校保健との連携等に努めています。 | 072-960-3805 |
| 　東大阪市東保健センター | 072-982-2603 |
| 　東大阪市中保健センター | 072-965-6411 |
| 　東大阪市西保健センター | 06-6788-0085 |
| 　大阪府八尾保健所 | 072-994-0661 |

**（２）保健センター**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課名等 | 　　　　　　説　　明 | 電話番号 |
| 八尾市 | 八尾市保健センター | 乳幼児期までの児に対して、保健指導・健康診査・母子健康手帳の交付・妊産婦や未熟児の訪問指導等、母子保健法に基づく母子保健サービスの提供や予防接種を実施します。 | 072-993-8600 |
| 柏原市 | 柏原市立保健センター | 072-973-5516 |
| 東大阪市 | 東大阪市東保健センター | 072-982-2603 |
| 東大阪市中保健センター | 072-965-6411 |
| 東大阪市西保健センター | 06-6788-0085 |

**教育**

**（１）市教育委員会**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課名 | 　　　　　説　　明 | 電話番号 |
| 八尾市 | 教育委員会　学校教育部　指導課 | 就学に関する多様な情報を提供しながら教育相談を実施しています。 | 072-924-3873 |
| 柏原市 | 教育委員会　教育部　指導課 | 072-972-1698 |
| 東大阪市 | 教育委員会　学校教育部　学事課 | 06-4309-3271 |

**（２）支援学校**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 　　　　説　　明 | 電話番号 |
| 大阪府立八尾支援学校 | （知的）小・中・高 | 就学に関する学校見学会及び教育相談等を実施しています。各学校ごとに通学区域が決まっていますので、ご注意ください。 | 072-923-4485 |
| 大阪府立東大阪支援学校 | （肢体）小・中・高（知的）高 | 072-984-8141 |
| 大阪府立藤井寺支援学校 | （肢体）小・中・高 | 072-973-1313 |
| 大阪府立たまがわ支援学校 | （知的）高 | 072-961-4730 |
| 大阪府教育庁教育振興室支援教育課 | 06-6941-0351内線4732 |

**その他の機関**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　名　称 | 　　　　　　　　　　　説　　明 | 電話番号 |
| 大阪府訪問看護ステーション協会 | 医療機関との連携を行い、健康状態の管理とサポート、在宅療養をより快適にするためのアドバイス、緊急時の対応、他のサービスとの連携、状態に応じたサービスの助言、看取りの支援（<http://care-net.biz/27/daihokan/>） | 06-6767-3800 |
| 大阪難病相談支援センター | 電話・面接などによる難病患者の療養や就労・日常生活上の個別・具体的な相談および支援 | 06-6926-4553 |
| 大阪難病医療情報センター | 難病患者・家族から医療、療養相談、在宅における生活相談 | 06-6694-8816 |
| 救急安心センターおおさか | 急な病気やケガで、病院に行った方がよいのか、救急車を呼んだ方がよいのか迷った時の相談 | ♯7119 |
| 06-6582-7119 |
| 大阪府救急医療情報センター | 「救急車を呼ぶほどでもないが病院で診てもらいたい」ときなどに、大阪府内の医療機関の案内（24時間　365日） | 06-6693-1199 |
| 小児救急電話相談 | 夜間の子どもの急病時、病院へ行ったほうがよいかどうか迷ったときに、看護師が相談に応じます。（午後８時～翌朝８時まで　365日） | ♯8000 |
| 06-6765-3650 |

**（障がい児（者）歯科診療）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　名　称 | 住 所 | 診療日時 | 電話番号 |
| 東大阪市療育センター | 東大阪市高井田中1-5-16 | 火曜日午前・木曜日午後 | 06-6783-1427 |

※平成29年4月移転に伴い、名称・住所・診療日時・電話番号も変更の予定。

**（当事者団体）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　団体名 | 　　　　　　　　説　　明 | 電話番号等 |
| 大阪府重症心身障がい児・者を支える会 | 重症心身障がい児・者が、地域での生活を続けられるよう支援することを目的に様々な活動を行っています。 | 06-6624-2555ホームページ<http://www.sasaeru.or.jp/> |
| 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 | 肢体不自由児者をもつ父母がその親睦を図りながら、行政を始め関係機関や施設・団体と緊密な連携を図り、障がい者の自立や社会参加を進め、障がい者福祉の向上や障がい者理解を進める事を目的に活動しています。 | 06-6940-4181ホームページ<http://daishiren.mond.jp/> |

**２．サービスや制度について**

ここでは、よく活用されている代表的なサービスや制度をまとめました。市町でもそれぞれの

制度によって受付窓口が異なりますので、それぞれの制度について各市町の担当窓口も記載し

ています。各手当や制度は受給要件や審査がありますので、全員の方が受給できる訳ではあり

ません。受給可能かどうか、必ず、各窓口にて確認していただきますようにお願いします。

**（１）手当・給付金**

－５－

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　名　　称 | 受給資格 | 担当課 |
| 特別児童扶養手当（1級：月額51,500円、2級：月額34,300円）28年4月現在 | 重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している方＊ただし、手当を受けようとする方又は児童が日本に住所を有しない場合、児童が児童福祉施設に入所している場合、一定所得を超える方、公的年金等を受給している児童は除きます。 | 八尾市 | こども政策課 |
| 柏原市 | 障害福祉課 |
| 東大阪市 | 国民年金課 |
| 障がい児福祉手当（月額14,600円）2８年４月現在、また20歳未満 | 次のいずれかに該当する方①身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級または２級程度の身体の機能障がいがある方②身体機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状があり（慢性疾患等の内部疾患のある児童も対象）、その状態が①と同程度以上と認められる方で日常生活において常時の介護を必要とする方③最重度の知的障がいのある方または精神の障がいがある方で、日常生活において常時介護を要する程度以上の方④身体機能の障がいもしくは病状、または重度の知的障がいもしくは精神の障がいが重複する方でその状態が①・②・③と同程度以上と認められる程度の方＊ただし、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上の方、肢体不自由施設等の施設に入所している方、及び障がいを支給事由とする年金給付を受けている方は除きます。 | 各市障がい福祉担当課（なお、東大阪市：各福祉事務所） |
| 特別障がい者手当（月額：26,830円）28年4月現在、また20歳以上 | 次のいずれかに該当する方①身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級または２級程度の異なる障がいが重複している方、またはこれらの障がいと日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とする精神の障がい（最重度の知的障がい）が重複している方②①の身体障がいまたは精神障がいと身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね３級程度の障がい、または日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である知的障がいもしくは精神の障がいが重複している方③両上肢、両下肢または体幹機能の障がいで身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級又は２級程度の障がいがあり、かつ日常生活動作（両上肢、両下肢及び体幹に伴う動作）を行うのに著しい困難がある方④内部機能の障がいで身体障がい者手帳の等級のおおむね１級程度の障がいもしくは身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状（慢性疾患等の内部疾患のある方も含む）があり、そのため絶対安静の状態である方⑤精神の障がいで日常生活において常時介護を要する程度以上の障がいまたは最重度の知的障がいであって、日常生活で動作及び行動に著しい困難がある方＊ただし、施設入所されている方、病院等に３ヶ月を超えて入院されている方、一定以上の所得をお持ちの方は対象から外れます。 | 各市障がい福祉担当課（なお、東大阪市：各福祉事務所） |
| 大阪府重度障がい者在宅生活応援制度事業（月額：10,000円） | 療育手帳の障がい程度が「Ａ（重度）」で、かつ身体障がい者手帳１級または２級の交付を受けた人と同居している介護者＊ただし、特別障がい者手当の対象者や本人が施設に入所、グループホームへの入所、病院に入院（付き添いが必要な場合は除く。）している場合、受給できません。 | 各市障がい福祉担当課（なお、東大阪市：各福祉事務所） |
| 児童扶養手当 | ひとり親家庭※で、18歳未満の児童（または20歳未満で政令で定める程度の身体障がい児）を監護している方※ひとり親でなくても父または母に、一定以上の障がいのあるときは支給対象になる場合があります。 | 八尾市 | こども政策課 |
| 八尾市 | 月額9,980円～月額42,290円（対象児童1名の場合） | 柏原市 | こども政策課 |
| 柏原市東大阪市 | 月額9,990円～月額42,330円（対象児童1名の場合） | 東大阪市 | 国民年金課 |

（２）年金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　名　称 | 　　　　　　　　　　受給資格等 | 　　　担当課 |
| 障がい基礎年金（国民年金）（1級：年額975,125円　2級：年額780,100円） | 国民年金の障がい等級表の1級又は２級に該当する方①国民年金に加入している期間中に生じた病気やけがによって障がい者になった方②被保険者の資格を喪失したあとでも、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで障がい者になった方③20歳前に発生した障がいを持つ方で、20歳に達した時 | 八尾市 | 市民課 |
| 柏原市 | 保険年金課 |
| 東大阪市 | 国民年金課 |
|  |
| 特別障がい給付金 | 国民年金に任意加入していなかったことにより障がい基礎年金等を受給していない場合について、一定の条件を満たす場合に福祉的措置として給付される制度です。【対象者】(1) 平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生(2) 昭和６１年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者上記（1）または（２）の国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(※)があり、現在、障がい基礎年金１級、２級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。なお、障がい基礎年金や障がい厚生年金、障がい共済年金などを受給することができる方は対象になりません。また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。 | 「障がい基礎年金」と同じ |
| 重度障がい者特例支援事業 | 重度の障がいがある在日外国人等で、年金制度上の理由により国民年金法に規定する障がい基礎年金を受給できない障がい者に対し、手当を支給する制度です。【対象者】重度の障がいのある在日外国人などで､年金制度上の理由により障がい基礎年金を受給できない人で､次の①、②かつ③または④に該当している人①府内に居住する外国人又は外国人であった人②昭和57年1月1日前に外国人登録をしていた人③昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、同日前に身体障がい者手帳１、２級、療育手帳Ａの交付を受けた人、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人④昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、精神障がい者保健福祉手帳の等級が１級であり、障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人 | 各市障がい福祉担当課（なお、東大阪市：障害者支援室） |
| 障がい厚生年金 | 厚生年金に加入中に初診日のある病気やけがにより、障がい認定日において、厚生年金の障がい等級表の１級・２級または３級の障がい程度に該当する方 | 東大阪年金事務所 | 東大阪市 |
| 八尾年金事務所 | 八尾市・柏原市 |
| 障がい手当金 | 厚生年金に加入中に初診日のある病気やけがが初診日から５年以内に治り、障がい厚生年金を受けられる状態ではないが一定障がいの状態にある方。 | 「障がい厚生年金」と同じ |
| 障がい者扶養共済制度 | 障がい者の保護者の方が一定額の掛金を納付することにより保護者の方が死亡、又は身体に著しい障害を有することとなった場合、障がい児者に年金を支給する制度です。【対象者】身体障がい者(身体障がい者手帳１～３級)､知的障がい者もしくは精神障がい者または同程度の永続的な障がいのある人の保護者であり、次の要件を満たしている人①政令市（大阪市・堺市）を除く府内に在住していること※政令市では各市で運営しています。②６５歳未満であること③特別な病気がないこと | 各市障がい福祉担当課（なお、東大阪市：障害者支援室） |

**◆制度の案内冊子（発行：各市町村）**

各市町村が障がいを持つ方などに向けて発行している制度紹介の冊子。福祉サービスには「市町村事業」と呼ばれる市町村が地域の実情に応じて実施する事業などもあり、ご本人が暮らす市町村で活用できるサービスが具体的に示されている冊子。更新頻度は市町村によって異なります。障がい福祉担当課の窓口で入手できます。市町村によっては、ホームページから印刷できる場合もあります。

（３）医療費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　名　称 | 　　　　　　　　　受給資格等 | 　　　担当課 |
| 重度障がい者医療費の助成 | 身体障がい及び知的障がいのある方が、病気やケガなどで必要とする医療を容易に受けることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額が助成されます（食事療養費の標準負担額は除く）。なお、他の公費負担医療(更生医療・育成医療等)の給付が受けられる場合はそちらが優先されます。【所得制限】前年の所得が462万1千円以下（単身の場合）【一部自己負担額】１医療機関あたり入院・通院各500円／日（月２日限度)※複数の医療機関を受診した場合で一部自己負担の合計額が１ヶ月あたり2,500円を超えた場合は、その超えた額が市(区)町村の窓口で償還されます。 | 八尾市 | 障がい福祉課 |
| 柏原市 | 障害福祉課 |
| 東大阪市 | 医療助成課 |
|  |
| 自立支援医療費の支給（更生医療・育成医療） | 更生医療又は育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の１割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。※更生医療：18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの方育成医療：身体障がい児（18歳未満） | 各市障がい福祉担当課（なお、東大阪市：育成医療：各保健センター、更生医療：各福祉事務所） |
| 重度障がい者訪問看護利用料の助成（事業名は市町村によって異なる） | 大阪府知事が指定した訪問看護ステーションを利用する際に、下記利用者負担の額となるように実際の支払額との差額を市町村が助成する事業です。助成対象者や申請方法などは市町村によって異なります。【利用者負担】1訪問看護ステーションあたり500円/日 1訪問看護ステーションあたり月2日まで負担 月額負担上限額：2,500円 | 「重度障がい者医療費助成」と同じ（なお、東大阪市：各福祉事務所） |
| 特定医療費（指定難病）の助成 | 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、厚生労働大臣が指定する指定難病（306疾病）に対して医療費の助成を行っています。 | 東大阪市 | 各保健センター |
| 八尾市・柏原市 | 大阪府八尾保健所 |
| 特定疾患医療費の助成 | 難病のうち、厚生労働省が指定する特定の疾患（４疾患）に対して医療費の助成を行っています。 | 東大阪市 | 各保健センター |
| 八尾市・柏原市 | 大阪府八尾保健所 |
| 小児慢性特定疾病医療費助成制度 | 児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。【対象者】（１）大阪府に居住する18歳未満の児童で、「厚生労働大臣が定める慢性疾病及び当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に該当する方。（２）18歳到達時点で（１）の状態にあり、かつ、本事業の承認を受けている方のうち、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方。※18歳到達後の新規申請は対象ではありません。 | 「難病の医療費助成制度」と同じ |

（４）その他

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　名　称 | 　　　　　　　　　説　　明 | 　　　担当課 |
| 特別支援教育就学奨励費の給付 | 世帯の収入等に応じて就学に必要な諸経費の負担軽減を行います。【対象者】下記に該当する幼児・児童・生徒の保護者等①支援学校に在籍する幼児・児童・生徒②小・中学校の支援学級に在籍する児童・生徒③小・中学校の通級指導教室で指導を受けている児童・生徒④小・中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の３に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒 | 通学している学校 |
| 住宅改造の助成 | 住宅を障がいの状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造するための費用を助成しています。【対象者】①身体障がい者手帳１級、２級（体幹･下肢機能障がいは３級を含む）の交付を受けた人がいる世帯②重度知的障がい者がいる世帯（市町村によって対象者が異なる場合があります｡）市町村によって助成限度額が異なる場合や利用にあたっての所得制限があります。 | 八尾市 | 障がい福祉課 |
| 柏原市 | 障害福祉課 |
| 東大阪市 | 給付管理課 |
|  |

**◆重症心身障がい児者施策に関する大阪府のホームページ**

　【内容】大阪府が知事重点事業として取り組んでいる**「重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業」**のこれまでの事業内容がまとめています。また、重症心身障がい児者のための情報発信をしています。

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/tiiki-keasisutemu.html>）

　　担当課：大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課　電話番号：(06)6941-0351 内線2452

　　　　　　　　　　　　　同上　　 生活基盤推進課　　　　　　　　　同上　 　内線2449

　　　≪掲載している情報（各担当グループにて掲載情報は随時更新）≫

　　　　・医療的ケアの提供が受けられる短期入所と生活介護事業所

・医療型短期入所整備促進事業（病院での短期入所）

　　　　・障がい者病棟「短期入院」

・喀痰吸引等を実施している事業所（登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者））

・平成25年度身体介護技術研修修了者が所属している事業所

・児童福祉法による指定障がい児支援事業所一覧

**（参考）障がい福祉サービスについて**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談系サービス | 1. **障がい者相談支援事業**
 | 来所・電話・訪問等により相談に応じ、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等の支援を行います |
| 1. **計画相談支援**
 | 障がい福祉サービスの申請や変更申請のときに、相談を行い、計画を作成するサービスです。支給決定後は、一定期間毎に自宅等を訪問し、計画の見直しを行います |
| 1. **障がい児相談支援**
 | 障がい児通所サービスの申請や変更申請のときに、②と同様のサービスを提供します |
| 1. **地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）**
 | 地域移行支援では、障がい者支援施設や精神科病院等に入所・入院をしている方に対して、地域生活へ移行するための活動に関する相談・支援を行います。地域定着支援では、常時の連絡体制や、緊急時の支援を行い、居宅において単身で生活する方等が地域生活を継続できるように支援します |

|  |  |
| --- | --- |
| （１）訪問系サービス | **①居宅介護・重度訪問介護（ホームヘルプ）**自宅での入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです |
| **②行動援護**知的の障がいや精神の障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです |
| **③同行援護**視覚障がいにより移動が困難な方に、外出の際に必要な情報の提供などの移動の援護を行うサービスです |
| （２）通所系サービス | **④生活介護**常に介護が必要な方に、施設での入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動などの機会を提供するサービスです |
| **⑤自立訓練（機能訓練・生活訓練）**自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです |
| **⑥就労移行支援・就労継続支援**就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うことや、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供を行うサービスです |
| **⑦短期入所（ショートステイ）**在宅の障がい児者を介護する方が病気の場合などによって短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです |
| （３）入所系サービス | **⑧療養介護**医療が必要な方に対して、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行うサービスです |
| **⑨施設入所支援**施設に入所している方に対して、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです |
| **⑩共同生活援助（グループホーム）**共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです |
| （４）地域生活支援事業 | **⑪移動支援（ガイドヘルプ）**屋外での移動に困難がある障がい児者に対し、外出のための支援を行うサービスです |
| **⑫地域活動支援センター**通所により、創作的活動や機能回復訓練を行うほか、障がい者同士の交流の場を提供するサービスです |
| **⑬日中一時支援**日中、障がい者施設などにおいて障がい児者に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練などを行うサービスです |
| **⑭訪問入浴**障がいがあるため入浴が困難な方のご家庭へ移動入浴車で訪問し、浴槽をご家庭に搬入して入浴を行うサービスです |
| （５）児童のみが対象のサービス | **⑮放課後等デイサービス**就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うサービスです |
| **⑯児童発達支援**障がいを持つ子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うサービスです |
| **⑰保育所等訪問支援**保育所等に通う障がい児に対して、周囲の子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援などを行うサービスです |

障がい福祉サービスの利用方法

　市町村（または市町村の委託を受けた相談支援事業者）にサービス利用についてご相談いただき、市町村に申請します。

　市町村は、利用者にサービス等利用計画案提出を依頼します。

　市町村に申請すると生活や障がいの状況についての面接調査を行うため、市町村や相談支援事業者の職員(認定調査員)が聞き取り調査に伺います。

**③** 審査・認定

　調査の結果をもとに、市町村の審査会によって検討したうえで、障がい支援の区分（心身の状況に応じた標準的な支援の度合）が決まります。

**④** 決定通知

**⑤** ｻｰﾋﾞｽ利用

　障がい支援区分の認定のあと、生活環境やサービスの利用意向などを聞き取り、提出されたサービス等利用計画案の内容も参考にして、市町村がサービスの量と１か月あたりの利用者負担限度額を決定して、受給者証を交付します。（サービスの利用意向等の聞き取りは、面接調査と同時に行うことがあります。）

　利用者は、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基づき、指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申し込みや契約を行います。サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

　市町村はサービスを提供した事業者に対して国民健康保険団体連合会を通じて介護給付費等を支払います。

※市町村の介護給付費等の支給決定に不服があるときは、大阪府知事に対して審査請求することができます。その際には、利用者または関係者の方から意見等を聴取することがあります。

**②** 調　　　査

**⑥** 介護給付費の支払い

**①** 相談・申請

利　用　者

指定事業者･施設

⑤サービス利用

① 相談・申請

⑥ 介護給付費等の支払い

② 調査

④ 決定通知

審査請求

**※**やむを得ない事由により、市町村が「措置」によるサービスの提供や施設への入所を決定する場合があります。

市　町　村

市町村審査会

大阪府

③ 審査・認定

　※上記に記載の利用方法は、「障がい児通所支援」は該当しません。（各市にご確認ください。）